

第8次地域医療計画における精神医療圏と医療連携体制（案）

令和5年10月20日 宮城県精神保健福祉審議会資料

第7次医療計画における精神医療圏と医療連携体制

➤精神医療圏について

二次医療圏とあわせ、県内4圏域
精神科救急医療圏域は全県1圏域

➤医療連携体制について

多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担を
明確にし、相互の連携を推進

県内の精神科病院・精神科診療所数（7次計画）

	仙台市内	仙南保健所管内	塩釜保健所管内	大崎保健所管内	栗原保健所管内	石巻保健所管内	登米保健所管内	気仙沼保健所管内	合計
精神科病床を有する病院	16	3	7	4	1	2	1	2	36
うち一般病院	4	0	0	0	0	0	0	0	4
上記を除く精神科を標榜する病院 (外来診療)	8	2	1	2	1	1	0	1	16
上記を除く心療内科を標榜する病院 (外来診療)	0	0	2	0	0	0	0	1	3
精神科を標榜する診療所	61	2	16	4	0	6	1	2	92
上記を除く心療内科を標榜する診療所	9	0	1	0	0	4	0	0	14

特殊機能を有する精神科医療機関として表示 (7次計画)

- **精神科救急**医療センター・情報センター
- **精神科救急**医療参加病院（輪番制）
- 精神病床を有する一般病院
- 措置入院が可能な病院
- 応急入院が可能な病院
- **認知症**疾患医療センター
- **児童・思春期**専門病床を有する病院
- **アルコール**専門病床を有する病院
- **高次脳機能障害**支援拠点病院
- DPAT先遣隊
- **摂食障害**治療支援センター
- **てんかん**診療拠点機関

11分野中、6分野について特殊機能を表示している

第8次医療計画での医療体制構築の考え方

2 圏域の設定

- (1) 都道府県は、精神疾患の医療体制を構築するに当たって、「第2 医療体制の構築に必要な事項」を基に、前記「1 現状の把握」で収集した情報を分析し、**多様な精神疾患等ごとに求められる医療機能を明確にして、精神疾患患者の病期及び状態に応じて、求められる医療機能を明確にして、圏域（精神医療圏）を設定すること。**
- (2) 医療機能を明確化するに当たって、ひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。
- (3) **圏域（精神医療圏）を設定するに当たっては、患者本位の医療を実現していけるよう、二次医療圏を基本としつつ、それぞれの医療機能及び地域の医療資源等の実情を勘案して弾力的に設定すること。**
- (4) 検討を行う際には、地域医師会等の医療関係団体、現に精神疾患の診療に従事する者、消防防災主管部局、福祉関係団体、住民・患者及びその家族、市町村等の各代表が参画すること。

3 連携の検討

- (1) 都道府県は、精神疾患の医療体制を構築するに当たって、多様な精神疾患等ごとに、患者本位の医療を提供できるよう、精神科医療機関、その他の医療機関、保健・福祉等に関する機関、福祉・介護サービス施設及び事業所、ハローワーク、地域障害者職業センター、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、若年性認知症支援コーディネーター等の地域の関係機関の連携が醸成されるよう配慮すること。
また、精神科医療機関、その他の医療機関、消防機関、地域医師会、保健・福祉等に関する機関等の関係者は、診療技術や知識の共有、診療情報の共有、連携する医療機関・保健・福祉等に関する機関・医師等専門職種の情報共有に努めること。
さらに、都道府県は、多様な精神疾患等ごとに対応できる医療機関を明確にするとともに、専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図るよう努めること。この際、多様な精神疾患等ごとに都道府県連携拠点機能を有する医療機関が1箇所以上あることが望ましい。
- (2) 保健所は、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。
また、精神保健福祉センターにおいては、「精神保健福祉センター運営要領について」（平成8年1月19日付け健医発第57号厚生労働省保健医療局長通知）を参考に、精神保健福祉関係諸機関と医療機関等との医療連携の円滑な実施のため、精神保健に関する専門的立場から、保健所及び市町村への技術指導や技術援助、関係諸機関と医療機関等との調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。
- (3) 医療計画には、原則として、**多様な精神疾患等ごとに各医療機能を担う関係機関（病院、診療所、訪問看護事業所等）の名称を記載すること。**ひとつの関係機関が複数疾患の医療機能を担うこともある。可能な限り住民目線の分かりやすい形式でとりまとめ、周知に努めること。¹⁵

第8次医療計画で精神医療圏と医療連携体制

(1) 精神医療圏

- 精神疾患の医療圏（精神医療圏）は、二次医療圏とあわせ、県内4圏域、精神科救急医療圏域は全県1圏域
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するための取組の圏域は、障害保健福祉圏域（県内7圏域）とし、精神医療圏ごとの取組と連携**
- 精神医療圏と障害保健福祉圏域

医療圏	仙南	仙台	大崎・栗原		石巻・登米・気仙沼		
障害保健福祉圏域	仙南	仙台	大崎	栗原	石巻	登米	気仙沼

第8次医療計画で精神医療圏と医療連携体制

(2) 医療連携体制

- 多様な精神疾患等に適切に対応するため、精神医療圏ごとに、医療機関の役割や医療機能等を明確にし、相互の連携や専門の医療を提供できる体制の整備を推進します。

精神医療圏ごとに
役割を明確にする
ことに変更！

- 特殊機能を有する精神科医療機関
2024年1月1日現在で修正

医療連携体制の整備の方向性

- 多様な精神疾患等ごとに 情報収集発信、人材育成、「地域連携拠点機能」からの相談対応、難治性事例の受入等の機能をもつ **「県連携拠点機能」** を設定
- 医療連携の拠点となる **「地域連携拠点機能」**、地域において精神科専門医療の提供を行う「地域精神科医療提供機能」は、医療圏ごと に設定

連携拠点機能に求められる機能

機能		地域精神科医療提供機能	地域連携拠点機能	県連携拠点機能
目標	共通	<ul style="list-style-type: none"> 患者本位の精神科医療を提供すること ICF（国際生活機能分類）の基本的な考え方を踏まえながら多職種協働による支援を提供すること 地域の保健医療福祉介護の関係機関との連携・協力を行うこと 		
	機能別		以下の役割を果たすこと <ul style="list-style-type: none"> 医療連携の地域拠点 情報収集発信の地域拠点 人材育成の地域拠点 地域精神科医療提供機能を支援 	以下の役割を果たすこと <ul style="list-style-type: none"> 医療連携の県拠点 情報収集発信の県拠点 人材育成の県拠点 地域連携拠点機能を支援

連携拠点機能の明確化に向けて必要なこと

精神保健福祉審議会に部会設置（仮称：医療連携検討部会） R6年度～R8年度

- ・ 医療連携の課題抽出
- ・ 地域連携拠点機能等の基準検討
- ・ 医療機関調査内容検討
- ・ 拠点機能を担う医療機関の選定
- ・ 不足する専門性の高い分野に関する検討

医療機能に関する医療機関調査 R6年度

- ・ 多様な精神疾患等ごとの医療機能について、医療機関へ調査
- ・ 定期的に調査実施

医療機能について公表（順次）

- ・ 明確化した医療機能についてはホームページで公表
- ・ 8次計画中間見直しの際に掲載

精神保健福祉審議会に部会を設置し、関係者と具体的な検討をすすめる